

# 提 言 書

(調査報告書)

— 市税等の収納方法について —

令和5年3月

小浜市議会 総務民生常任委員会

## 目 次

1	はじめに	P 1
2	調査の進め方	P 1
3	取組経過	P 2
4	調査内容	P 3
	(1) 市税等の収納方法（多様化）について	P 3
	ア 収納方法の現状	
	(ア) 全国各自治体の現状	
	(イ) 本市の現状	
	イ 収納方法の多様化および納税貯蓄組合数と収納率との関係性	
	ウ 課題および今後の在り方に係る意見の取りまとめ	
	(2) 納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）について	P10
	ア 納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の概要	
	(ア) 関係法規	
	(イ) 本市の現状	
	イ 納税貯蓄組合制度に関する市民との意見交換会	
	ウ 県内他市の状況	
	エ 課題および今後の在り方に係る意見の取りまとめ	
5	提 言	P15
6	おわりに	P16

## 1 はじめに

かつて各自治体における税および公金（使用料等）の収納については、金融機関や自治体窓口における現金での収納と口座振替によるものが主な方法であったが、昨今、国が収納事務の効率化、納税者等の納付環境の向上等が図られるよう、各種の規制緩和を実施したことに伴い、各自治体が納税者等に身近なコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）での納付、スマートフォン決済アプリ（以下「スマホアプリ」という。）、Pay-easy（以下「ペイジー」という。）<sup>1</sup>、クレジットカード等様々な収納方法を導入している。

さらに、今般の新型コロナウイルスの感染拡大による非対面・非接触等のニーズの高まりも相まって行政手続の電子化等が一気に現実的なものとなったところであり、収納事務および納税等におけるデジタル化が今後一層進展していくものと予想される。

現在、本市の市税・公金の一部収納においては、平成29年度にコンビニ納付、平成30年度にスマホアプリ、令和元年にはeLTAX（以下「エルタックス」という。）<sup>2</sup>を導入し納税者等の利便性の向上を図っている。その他、市税においては、納税貯蓄組合法および小浜市納税貯蓄組合事務費補助金規則に基づき、一定の地域・職域等を単位として組織された「納税貯蓄組合」の設立の促進およびその指導育成を図り、市民の納税意識の啓発および組合による集金等により確実な納付を推進しているところである。

このような中、国が令和5年度以降順次、エルタックスの対象税目を個人納税（固定資産税、都市計画税、軽自動車税）にも拡大するなど納税の電子化を図っていくほか、納税貯蓄組合については、社会状況の変化により全国的に自治体から組合への補助金等の廃止や組合自体の解散が進む現状があるなど収納を取り巻く環境に大きな動きが見られることから、本市においても総合的な視点から現在の収納方法等を検証し、必要な見直しをすべき時期を迎えている。

当委員会では今回、収納方法に係る課題および今後の在り方について議論を実施したところであり、各委員の意見等を集約した結果を本調査報告書により報告するとともに、本市が取り組むべき政策および各種施策を実施する上で留意すべき事項を、議会の総意として提言する。

## 2 調査の進め方

調査の進め方として、本市の収納方法等に係る現状を踏まえ、「収納方法の多様化」と「納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）」の2つの事項を調査対象に設定し、まず担当課へのヒアリングを実施した。その上で、調査事項について各視点から今後の在り方の結論を見いだせるよう、「行政」・「納税者・納税貯蓄組合」・「その他」の視点から見た課題等を整理し、意見の取りまとめを行った。

また、「納税貯蓄組合制度」については、市民との意見交換会および県内他市への聞き取り調査を実施するなど実情の把握に努めたところである。

なお、本市では市税のほか、水道料金や保育料など各課において様々な公金を収納しているが、今回の調査税目を総務部税務課が収納事務を担う「市民税（個人・法人）、固定資産税、軽

<sup>1</sup> ペイジー：収納機関と金融機関とを共同のネットワークで結ぶマルチペイメントネットワークを活用して、パソコンやスマートフォン、ATMなどから各種料金を支払うことができる決済サービス

<sup>2</sup> エルタックス：地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム

自動車税（以上の税目は小浜市市税条例に規定する市税）、都市計画税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）に絞り各種の議論を行ったところである。

3 取組経過	
期日	調査・取組内容
令和4年 6月14日(火)	【第1回】 調査テーマの協議
6月21日(火)	【第2回】 調査テーマの決定「市税等の収納方法について」
6月24日(金)	調査テーマを議長へ通知
6月24日(金)	閉会中の委員会継続審査議決
7月15日(金)	【第3回】 調査の進め方について（調査事項について）
8月22日(月)	【第4回】 担当課ヒアリング【総務部税務課】 ・市税等の収納方法などに係る現状について （収納方法・納税貯蓄組合制度について）
9月12日(月)	【第5回】 ・論点の整理
10月7日(金)	【第6回】 ・「収納方法（多様化）の課題および今後の在り方」に係る議論
10月18日(火)	【第7回】 ・「納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の課題および今後の在り方」に係る議論
11月4日(金)	【第8回】 ・各調査事項に係る意見の中間取りまとめについて ・市民との意見交換会、他自治体への行政視察（聞き取り調査）について
11月22日(火)	【第9回】 ・納税貯蓄組合制度に関する市民との意見交換会
12月15日(木)	【第10回】 ・意見交換会の振り返り ・納税貯蓄組合制度に関する県内他市の状況について ・各調査事項に係る意見の取りまとめについて
令和5年 1月30日(月)	【第11回】 ・提言書（調査報告書）案について
2月9日(木)	政策討論会（全議員）
2月27日(月)	【第12回】 政策討論会の振り返り、提言書（調査報告書）について

## 4 調査内容

### (1) 市税等の収納方法（多様化）について

#### ア 収納方法の現状

##### (ア) 全国各自治体の現状

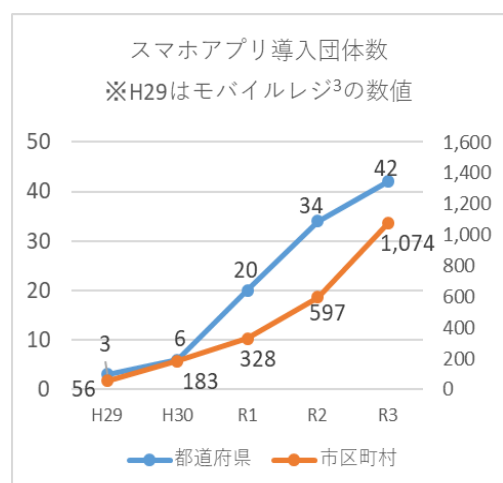
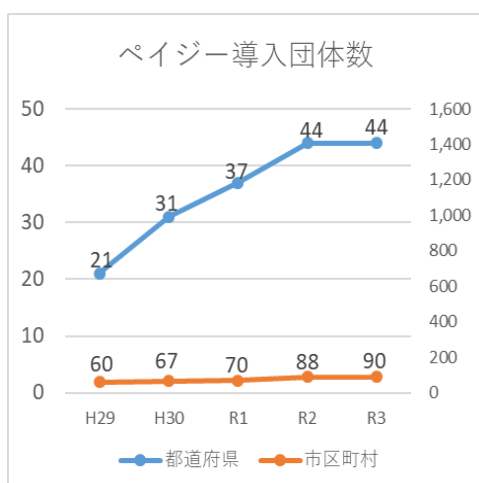
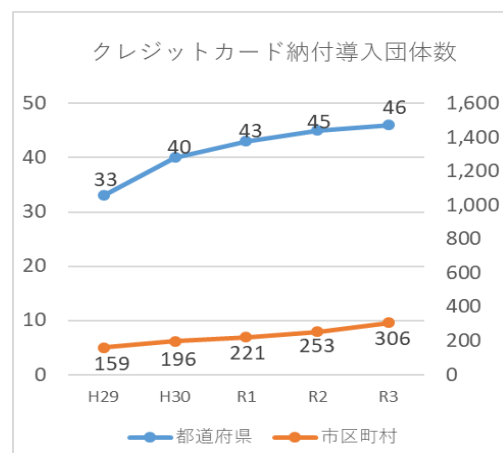
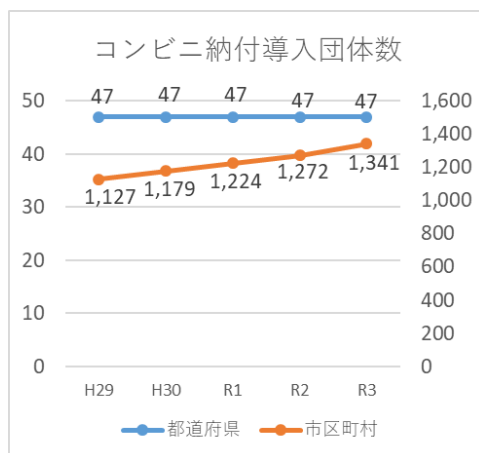
かつて市税等の収納においては、金融機関等において納付書を添えての現金による収納および口座振替によるものが主な方法となっていた。

このような中、国において収納事務の民間開放（私人委託）やキャッシュレス納付等の積極的な規制緩和が行われたことを契機に、各自治体において納税者の利便性の向上等が図られるよう、コンビニ納付、ペイジー、クレジットカード納付、スマホアプリ等の収納方法の導入が進んでいる。

近年の収納方法別の導入団体数の推移は以下のとおりであり、コンビニ納付・クレジットカード納付の導入団体数は着実に増加しているほか、特にスマホアプリについては急激な増加が見受けられる。

税目別に見ると、市町村税では個人住民税、固定資産税、軽自動車税等を中心に収納方法の多様化が進んでいる。

#### ◆収納方法別の導入団体数（単位：団体、各年7月1日時点）【総務省資料による】



<sup>3</sup> モバイルレジ：請求書に印刷されたバーコードをスマホアプリで読み取り、インターネットバンキングなどから決済ができるサービス（NTTデータの登録商標）

◆**収納手段別・税目別の導入団体数(単位:団体、令和3年7月1日時点)【総務省資料による】**

【市町村税】	個人住民税 (普通徴収)	法人住民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
口座振替	1,735	65	1,712	1,705
コンビニ納付	1,335	51	1,310	1,341
ペイジー	88	17	77	87
クレジットカード納付	295	13	276	302
スマホアプリ	1,073	29	1,046	1,061

**(イ) 本市の現状**

本市においては、地方税法等に基づく普通徴収および特別徴収（個人市民税の給与天引き・国民健康保険税の年金天引き）により市税等を収納している。普通徴収については、指定金融機関・市役所窓口における現金での収納、また昭和47年に導入した口座振替が主な方法となっていたが、平成29年のコンビニ収納の導入を皮切りに、順次収納方法を拡大し、令和4年3月末時点で、「指定金融機関・市役所窓口での収納」、「コンビニ納付」、「スマホアプリ」、「口座振替」、「エルタックス（法人による納付（個人市民税特別徴収分、法人市民税）のみ対象）」の5つの方法により収納を行っている。

当委員会では、各収納方法の現状について、以下のとおり「行政」および「納税者」それぞれの視点から実態の調査・検証を行った。

○**「行政」の視点における現状**

各種の収納事務にかかる経費、市税等収納額に占める方法別収納額の割合等を次ページのとおり整理し、検証を行った。

現状においては、各種の収納方法の市取扱手数料およびその他ランニングコストとして年間約270万円（令和2年度決算）が支出されており、今後もエルタックスの対象税目拡大<sup>※</sup>への対応やコンビニ納付等の増加により更なる経費の増加が予想される。

また、全収納額に占める各収納方法別収納額の割合を、コンビニ納付とスマホアプリの導入の前（平成28年度）と後（令和2年度）とで比較すると、総体的には金融機関等の窓口収納が減少し、コンビニ収納・スマホアプリ等が増加しているが、税目によりその割合に差が生じていることから、現在の収納（納付）方法について市民に対して十分な周知がなされているのかについて疑問が残った。

なお、現在市は、ペイジー、クレジットカード納付の導入については、慎重に検討を進めることとしている。

**※エルタックスの対象税目拡大**

国は令和5年度以降エルタックスの対象税目を拡大することとしており、本市においても、令和4年度から納付書へのQRコード印刷等電子化に向けた必要な準備を進めている。なお、国はその納税方法について、インターネットバンキング決済、クレジットカード決済などを追加する予定であるが、未確定事項が多く、本市の対応も現時点では不透明である。

◆「行政」の視点における現状（各種収納事務にかかる経費、市税等収納額に占める方法別収納額の割合等）【一部税務課資料による】

収納方法	納税者の納付手続		導入年	市取扱手数料/件		市取扱手数料計 (R2年度決算額)	その他ランニング コスト (R2年度決算額)	納税通知 方法 (納付書 等)	領収通知 (領収書 等)	市税等収納額に占める 方法別収納額の割合	
										H28 年度	R2 年度
金融機関・ 市役所窓口等	市役所窓口、金融機関窓口 で納付書を添えて現金納付	現金	-	銀行他	22円	428,736円	-	郵送	領収書	69.84% ※ <sup>2</sup>	58.24% ※ <sup>2</sup>
				ゆうちょ銀行	30円	82,650円					
コンビニ納付	コンビニレジで納付書 (バーコード付き)を添えて 現金納付	現金	H29	66円	928,962円	回線使用料 19,322円	郵送	領収書	-	6.42%	
スマホアプリ	納付書のバーコード読み取り により支払 (対応アプリ: PayPay、 LINE Pay、支払秘書)	キャッシュ レス	H31 (LINE Pay、 支払秘書は R2.4~)								66円
口座振替	金融機関あるいは市役所に おいて事前に振替手続の 上、指定の振替日に預貯金 口座から自動引き落とし	キャッシュ レス	S47	銀行他	14円	443,892円	ペイジー口座振替受 付サービス取扱手数料 等 107,607円	郵送	領収済 通知書	30.16%	30.91%
				ゆうちょ銀行	11円	48,284円					
エルタックス (地方税ポータル システム) ※ <sup>1</sup>	事前手続きの上、ペイジー を介してダイレクト納付 (予預貯金口座から指定日 等に振込)、ネットバンキ ングを利用して支払	キャッシュ レス (電子)	R1	銀行他	36円	地方税共同機構負担金 (うち共同収納手数料負担金 1,384円)	675,395円 1,384円	郵送	なし	-	4.26%
				ゆうちょ銀行	33円						

※<sup>1</sup> 令和4年3月末時点で法人による納付（個人市民税特別徴収分、法人市民税）のみ対象

※<sup>2</sup> 特別徴収額（個人市民税給与天引き、国民健康保険税年金天引き）を含む

## ○「納税者」の視点における現状（各収納方法のメリット・デメリット）

納税者の視点から各収納方法の利便性に係るメリット・デメリットを次ページのとおり整理し、検証を行った。

現在、それぞれの方法にメリット・デメリットがあり、納税者は自身の生活環境等に応じ納付方法を選択している。（特別徴収対象者を除く。）

指定金融機関・市役所窓口での納付については、窓口に出向く手間が生じるほか、営業日や営業時間が限られる。さらに、一部の指定金融機関においては、昨今の働き方改革等による昼休業の導入など、営業時間の短縮が図られている。今後、24時間営業のコンビニや自宅等からいつでも納付できるスマホアプリ等による納付の更なる増加が予想される。

現在市は、口座振替を最も確実に収納できる方法とし、その普及を図るため毎年キャンペーンを実施しているほか、市役所窓口でキャッシュカードのみ（印鑑不要）で容易に口座振替への移行が行えるよう手続の簡素化を行っている。

### イ 収納方法の多様化および納税貯蓄組合数と収納率との関係性

次に、アに記述した近年の各収納方法の導入に係る費用対効果等を確認するため、本市の市税等の収納率（調定額に対する元年・過年度分の収入済額）への影響および納税貯蓄組合数との関係性について調査・検証を行った。

その結果、8ページのグラフに示すとおり、市税等の収納率は収納方法の多様化に比例するように向上していることが分かった。なお、冬季特別強化徴収の実施や福井県地方税滞納整理機構との連携など徴収強化の取組みが功を奏しているとも考えられ、収納方法の多様化が直接的な要因であるとは一概に言えない。

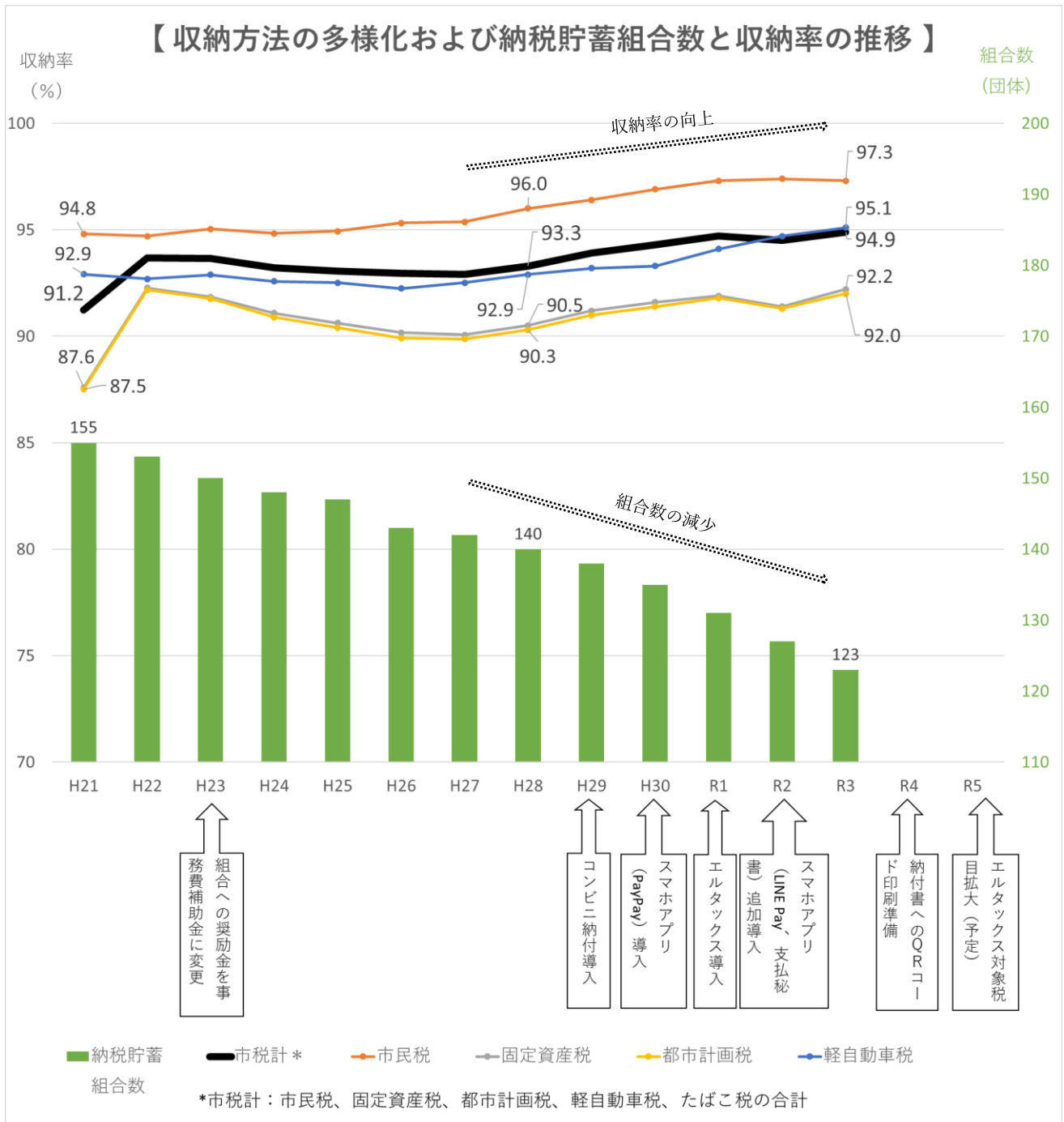
一方で、確実な納付を目的に活動している納税貯蓄組合については、その数が減少する中においても収納率が向上している実態が明らかになったことから、委員会では納税貯蓄組合制度の存在意義・課題等を詳しく分析することが必要であるとの認識で一致した。

（納税貯蓄組合制度に関する調査内容は、10ページ以降に記述。）



◆「納税者」の視点における現状（各収納方法のメリット・デメリット）

収納方法	納付にかかる手数料 (通信料除く)	納税場所	メリット	デメリット
金融機関・ 市役所窓口等	なし	小浜市役所、福井銀行、福井県農業 協同組合、福邦銀行、小浜信用金 庫、北陸労働金庫、東日本信用漁業 協同組合連合会（若狭支店）、ゆう ちょ銀行・郵便局 ※一部金融機関で昼窓口を休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きが簡単</li> <li>・領収書の発行有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に出向く手間（交通費）がかか る</li> <li>・窓口の開いている日・時間にしか納 付できない</li> <li>・混雑時には待たなければならない</li> </ul>
コンビニ納付	なし	ファミリーマート、ミニストップ、 ローソン（50音順）ほか16社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間納付可能（一部店舗除く）</li> <li>・納付場所が豊富</li> <li>・買い物ついでに納付可</li> <li>・領収書の発行有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額が訂正されたもの、バーコード がないもの（納税貯蓄組合員分等）、 バーコードが読み取れないもの、合 計額30万円を超えるもの、期限を過 ぎたものは不可</li> </ul>
スマホアプリ	なし	自宅等（スマホやタブレット利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間納付可能</li> <li>・ポイント還元有（アプリにより異 なる。現在はLINE Payのみ0.5% 還元有）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額が訂正されたもの、バーコード がないもの（納税貯蓄組合員分等）、 バーコードが読み取れないもの、合 計額30万円を超えるもの、期限を過 ぎたものは不可</li> <li>・領収書発行なし</li> </ul>
口座振替	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動引き落としで楽</li> <li>・払い忘れがない（安全・確実）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前申込み（税目ごと）が必要</li> <li>・領収書の発行なし（領収済通知）</li> </ul>
エルタックス (地方税ポータ ルシステム)	なし	事業所や自宅等（インターネット利 用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所や自宅等からボタン一つで 納税可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前申込み等の手続きが煩雑</li> <li>・領収書の発行なし</li> </ul>



- ・口座振替は昭和 47 年に導入
- ・各年度の市税等の収納率（現年・過年度分）は小浜市統計書および議会決算委員会資料による
- ・各年度の納税貯蓄組合数は議会決算委員会資料による

### ウ 課題および今後の在り方に係る意見の取りまとめ

以上の調査を踏まえ、今後必要な取組みを見いだすため、「行政」「納税者」「その他」の3つの視点から現状の考察、課題および今後の在り方に係る各種の議論を行い、意見の取りまとめを行った。

主な意見等の内容は、次ページのとおりである。

「収納方法（多様化）の現状、課題および今後の在り方」に係る意見の取りまとめ

視点		現状の考察（現状・問題等）	課題・今後の在り方	意見取りまとめ （必要な取組み・方向性）
行政	収納率 （税込の確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納額における各収納方法の占める割合を、コンビニ収納とスマホアプリの導入の前と後とで比較すると、<b>窓口収納が減少し、コンビニ収納・スマホアプリ等が増加している。</b></li> <li>・<b>収納方法の多様化が収納率の向上に貢献している。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速に進む高齢化とともに、<b>普通徴収となっている高齢者の滞納が増加する可能性があり、確実な納期内納付に向け必要な対応を行う必要がある。</b></li> <li>・収納率向上のため、<b>口座振替納付の更なる促進</b>を行うべき。</li> <li>・各税目ごとに<b>収納・滞納状況（年齢層や滞納者の傾向）</b>を分析し、それぞれに合った<b>収納方法の勧奨</b>を行うべき。</li> </ul>	⇒
	収納業務 （事務コスト・事務作業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>収納方法の多様化に伴い、その導入費、市取扱手数料等が増加。</b>（令和2年度決算約270万円、各種郵送料・納税貯蓄組合事務費補助金を除く。）</li> <li>・市税務課窓口での納付が減少することにより、職員対応の負担が減少する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、コンビニ収納等の件数増に伴い市取扱手数料も増加していく見込みであり、できる限り<b>経費および職員の手間を抑制する工夫</b>が必要。</li> <li>・今後の納税の電子化および将来の各種取扱手数料改定の可能性を見据え、<b>納税貯蓄組合事務費補助金等を含む収納方法全体の在り方を検討</b>すべき。</li> <li>・全体の収納額に照らせば取扱手数料は過大ではない。今後も<b>安定した税込の確保</b>を目指し、納税者の利便性に重点を置いた納税環境の整備を図るべき。</li> </ul>	
納税者	利便性 （納税環境・市民ニーズ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ、スマホアプリによる納付は、若い人の利用が多いと思われる。</li> <li>・キャッシュレス・電子納税は複雑な手続を要する（印象）こともあり、一部の市民に利用が困難な面がある。（<b>デジタル・ディバイド<sup>4</sup></b>）</li> <li>・一部の金融機関では働き方改革で昼間の窓口時間を短縮しており、今後更に時間に制限のないコンビニなどの利用者が増加する可能性がある。</li> <li>・（税目ごとに収納方法別の割合が異なることから）市民に<b>可能な納付方法およびその手続が十分周知されていない可能性</b>がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税環境を向上させていくことが重要。</li> <li>・電子納税への対応を行うとともに、体が不自由な人、交通弱者、デジタルに不安を持つ高齢者等で特に現在普通徴収の人に<b>確実に納付してもらえよう、口座振替納付の促進</b>をはじめとした<b>デジタル・ディバイド<sup>4</sup>の解消等必要な取組み</b>を検討していかなければならない。</li> <li>・それぞれの収納方法の利点等を説明し、市民の理解を深めるべき。</li> <li>・市民ニーズを把握し、<b>本市の実情に合う収納方法を選択。</b>（クレジットカード導入も引き続き検討する必要あり。）</li> </ul>	⇒
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替納付促進のキャンペーンを実施しているが、その率は思ったほど向上していない。（税目により差あり。）市役所窓口での手続が可能であることが周知されていない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>口座振替による納付が行政、納税者双方にとって最も確実で安全な方法</b>であることから、口座振替への移行に係る課題等を分析し、<b>更なる促進を目指した施策</b>を検討すべき。</li> </ul>	⇒

○口座振替納付(移行)の促進

○納税環境の整備(向上)ならびにデジタル・ディバイド<sup>4</sup>への対応

<sup>4</sup> デジタル・ディバイド：情報技術を利用できる人とできない人との格差

## (2) 納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）について

### ア 納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の概要

明治時代から存在していた納税組合は、戦後に一度は廃止されたが、戦後の社会的混乱期に税収が減少する中、昭和 26 年に納税貯蓄組合法が制定され、今日に至っている。

本市では、昭和 27 年の「小浜市納税貯蓄組合奨励に関する条例」制定に始まり、平成 23 年には当条例を廃止し、「小浜市納税貯蓄組合事務費補助金交付規則」を新たに施行した。これまで、行政区や職域等により構成される納税貯蓄組合の設立を促進し、組合による納税意識の啓発等により確実な市税納付の推進を図ってきたところである。なお、令和 4 年 3 月末時点で、123 の組合が活動している。

### (ア) 関係法規（抜粋）

#### 納税貯蓄組合法 <昭和 26 年 4 月施行>

【目的】納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

#### 【納税貯蓄組合の定義】

「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつせんその他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

#### 小浜市納税貯蓄組合事務費補助金交付規則 <平成 23 年 4 月施行>

【目的】納税貯蓄組合法に基づき、納税貯蓄組合の設立を促進し、指導育成を図ることにより、市税の容易かつ確実な納付の推進に資することを目的とする。

#### 【組合事務費補助金交付基準】

市長は、納税貯蓄組合の事務に必要な経費を補うため、次の基準により算出した額を組合に対し交付する。

- |                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 基本交付金          | 1 組合につき 5,000 円                |
| (2) 納付書枚数割         | 納付書 1 枚につき 150 円               |
| (3) 口座振替件数割        | 1 件*につき 150 円 (※ 1 件：1 税目)     |
| (4) 新規に口座振替に移行した場合 | 1 税目につき 200 円の割合で算出した金額 (初回のみ) |

### (イ) 本市の現状

#### ○市の主な事務等

#### 【組合長の集金等に係るもの】

- ・各組合（組合員）の納税通知書・納付書、税額一覧表、口座振替による領収済通知書、督促状等\*の仕分けや組合長宅への配達 など \*ただし、各組合の活動実態により異なる。

※個人情報であり、市は組合長等に税情報を提供することについて当該組合員からの同意を得ている。

#### 【事務費補助金に係るもの】

- ・補助金交付申請等に係る事務処理作業

◆各年度の納税貯蓄組合事務費補助金の交付実績【税務課提供資料による】

年度	組合数	補助金額（円）		
		市民税、軽自動車税 固定資産税・都市計画税分	国民健康保険税分	合計
H26	143	4,411,155	1,207,057	5,618,212
H27	142	4,100,922	1,125,297	5,226,219
H28	140	3,099,680	765,720	3,865,400
H29	138	3,073,154	714,646	3,787,800
H30	135	2,959,305	649,545	3,608,850
R元	131	2,746,964	572,486	3,319,450
R 2	127	2,572,495	539,905	3,112,400
R 3	123	2,392,454	491,246	2,883,700

平成 22 年度までは奨励金を交付していたが、平成 23 年度に事務費補助金へ変更。その後平成 27 年度までは算定方法変更による激変緩和措置の対応を行い、平成 28 年度に現在の算定方式に完全移行した。

組合数の減少および算定方式の変更により、補助金の交付額は年々減少している。

○納税貯蓄組合の主な活動

- ・組合員への納税意識の啓発
- ・組合員への納税通知書・納付書、督促状等の配付
- ・集金（計算）および一括納付
- ・領収書等の配付
- ・口座振替の普及啓発 など

\*ただし、上記内容は各組合により実態が異なる。

◆普通徴収に係る納税貯蓄組合員・非組合員への納税通知件数および収納方法（納付書・口座振替）の内訳（令和 3 年度当初発送分、税目別）【税務課提供資料による】（単位：件）

税目	納税貯蓄組合員【27.3%】			非組合員【72.7%】			合計		
	納付書*	口座振替	計	納付書*	口座振替	計	納付書*	口座振替	計
市（県）民税 <small>（個人市民税のみ）</small>	361	478	839	1,607	775	2,382	1,968	1,253	3,221
固定資産税 都市計画税	989	2,643	3,632	4,724	4,490	9,214	5,713	7,133	12,846
軽自動車税	1,407	2,399	3,806	8,421	2,611	11,032	9,828	5,010	14,838
国民健康保険税	410	813	1,223	1,365	1,314	2,679	1,775	2,127	3,902
合計	3,167	6,333 (66.7%)	9,500	16,117	9,190 (36.3%)	25,307	19,284	15,523 (44.6%)	34,807

全納税通知件数に占める組合員への通知件数の割合は 27.3%となっている。また、組合員の納付方法のうち、口座振替が占める割合は 66.7%で、非組合員の同割合に比べ高い水準である。

※納付書：コンビニでの納付他、納付書を利用して納付するものを含む。

## イ 納税貯蓄組合制度に関する市民との意見交換会（令和4年11月22日（火））

市では現在、納税貯蓄組合の設立を促進し、指導育成を図ることにより市税の円滑かつ確実な納付を推進するため、各組合に対し事務費補助金を交付している。

一方で、個々の組合においては自主的な解散が増えており、平成16年に160あった組合は令和4年3月末時点で123にまで減少している。

そのような状況を踏まえ、近年組合を解散した団体の当時の代表者から活動内容や解散理由・経緯等を聞き取ることにより実態を把握し、今後の調査・研究に反映させることとした。



意見交換会の様子

聞き取り結果は、以下のとおりである。（電話等による聞き取りを含む。）

### ◆聞き取り結果

聞き取り事項		主な内容
活動内容	活動時の集金方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金を集金 (方法) 集会等における集金、組合長等による個別集金、組合員が組合長等宅へ納付金を持参 など</li> <li>・集金はせず、各組合員へ納付書等を配付するのみ</li> <li>・口座振替</li> </ul>
	活動(集金等)における問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>組合長等のなり手不足</u></li> <li>・<u>組合長等の負担(集金額の計算・集金・現金の保管)</u></li> <li>・<u>(市から組合長に提供される組合員の税情報に係る)個人情報保護への懸念</u> (個人情報提供への嫌悪・不安感、個人情報漏えいの危惧)</li> </ul>
組合の解散	解散の主な理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>上記の活動(集金等)における問題点</u></li> <li>・口座振替や特別徴収(給与天引等)の普及</li> <li>・非組合員との不公平感</li> <li>・組合員の減少</li> <li>・補助金の減少</li> <li>・設立当初の役割の終えん など</li> </ul>
	解散に当たり組合員からの反対意見	(特になし)
	解散に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の廃棄等</li> <li>・組合会計の残金の処理 など</li> </ul>
	解散後の納税における問題・トラブル	(特になし)

## ※意見交換会を終えての考察

組合は納税意識の高揚および市の安定した税収の確保等に貢献してきたが、現在、設立当初になかった問題の顕在化や、組合員の口座振替の普及等によって実質的活動がなくなったことなどを理由に、年々自主的な解散が行われている。

市は組合の設立等を目的とした補助金制度を運用しているが、実態はその目的に反し組合数が年々減少している。また加えて各組合の活動実態が異なる中において、現在の補助金の算定方式が適正であるかなど、補助金制度の合理性等に一部疑問が残る。

今回は解散した一部の組合からの聞き取りであり、その内容が市内全ての組合に該当するとは一概には言えないものの、現在活動する組合の多くが一部同様の課題等を抱えていると考えられる。

なお、今回聞き取りを行った団体で共通していたのは、解散に当たり組合員からの反対の声やその後のトラブルはないとのことであり、これは社会状況の変化等によりある程度解散はやむを得ないとの認識が潜在的にあったことや、解散に当たって組合内で丁寧な手続・対応がなされたことによるものと推察する。

## ウ 県内他市の状況

次に、県内他市の納税貯蓄組合に係る現状を調査した。税務課へのヒアリングによると、令和4年3月末時点において納税貯蓄組合による活動が行われているのは本市のほか福井市のみであり、その他の市においては、「組合数の減少」「口座振替の普及」「個人情報保護」等様々な理由から補助金（奨励金）等を交付しておらず、地域等の組合も既に解散している状況にある。

なお、直近（平成26年）に奨励金を廃止した勝山市においては、その廃止理由を「“当初の目的であった納税思想の啓発と納税意思の高揚“は十分にその目的を達成したため」としている。制度の廃止に当たっては、事前に各組合への説明会を実施したことから大きな反対はなく、また、廃止前の2年間において期限内納付率の高い口座振替への推進を図ったほか、現在までコンビニ納付の導入・未納者および滞納者に対する積極的な納税相談と悪質な事案に対しての差し押さえの実施により収納率の向上が図られている。

当委員会が他市の状況を調査した限りにおいて、その解散理由として、さきの意見交換会で聞き取りした組合活動における問題点と一致していたのは「個人情報保護」の問題であり、行政と納税貯蓄組合の双方が組合活動に際し危惧される事項であることを改めて認識した。

## エ 課題および今後の在り方に係る意見の取りまとめ

上記の調査を踏まえ、今後必要な取組みを見いだすため、「行政」「納税者（納税貯蓄組合員）」「その他」の3つの視点から現状の考察、課題および今後の在り方に係る各種の議論を行い、意見の取りまとめを行った。

主な意見等の内容は、次ページのとおりである。

「納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の現状、課題および今後の在り方」に係る意見の取りまとめ

視点		現状の考察			課題・今後の在り方	意見取りまとめ (必要な取組み・方向性)
		基礎情報	組合制度（事務費補助金等）の 存在意義・効果	問題点等		
行政	収納率 (税込の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の口座振替率が向上している。</li> <li>・組合数は年々減少（個々の組合の自主解散）しているが、収納率は向上している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合制度の創設以降、組合における納税意識の啓発、確実な納付（収納率の維持）など税込の確保に大きく貢献してきた。（ただし、近年の実績では組合数の減少に伴う収納率への影響は見られない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合設立当初は収納率の向上等に有効な役割を果たしていたが、近年は組合員の口座振替の普及等により組合が減少しても市全体の収納率への影響が見られず、組合および事務費補助金の存在意義・効果が薄れていると感じる。</li> <li>・組合数は年々減少しており、組合設立の促進等を目指す事務費補助金の役割を果たせていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率の向上のため、組合員の口座振替を更に促進すべき。</li> <li>・組合数は年々減少しているが、市民の納税意識の高まり、口座振替の増加や収納方法の多様化等により収納率は向上しており、組合活動および事務費補助金の合理性・必要性が十分に証明できないことから、制度の廃止を含めた見直しを行う必要がある。</li> </ul>	⇒
	収納業務 (事務コスト・事務作業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合数の減少および事務費補助金交付基準の見直し（特に平成28年度の件数割への完全移行）により年々組合への補助額は減少。</li> <li>・事務費補助金手続、組合への納付書等の仕分け、組合長宅への配達等の事務作業を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各組合長に一括で納付書を渡すことで、郵送料が抑制されている。（ただし、仕分け作業に要する人件費等は加味していない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合への事務費補助金として、令和3年度で年間約280万円の公費負担がある。（郵送料は加味していない。）</li> <li>・組合制度に対応する事務負担がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ納付、スマホアプリ、エルタックスの促進（電子化）など収納方法の多様化に伴い、その取扱手数料が増加する見込みであることから、事務費補助金の在り方を見直し、コスト削減や事務の簡素化を検討すべき。</li> </ul>	⇒
納税貯蓄 組合	利便性等 (組合員のニーズなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年々組合数が減少している。</li> <li>・年々口座振替納付者が増加。（集金などの実質的な活動がほとんどない組合もある。）</li> <li>・組合制度の創設時（昭和27年）から納税環境や社会状況が変化しており、事務費補助金の廃止、組合の解散が全国的に増加。収納方法の多様化・個人情報保護などの観点から組合および事務費補助金の存在意義・効果が問われている。</li> <li>・組合への実態調査を行っておらず、各組合の存廃の意向等は不明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員は、窓口に向いて納付する手間がかからない。</li> <li>・個人での納付が困難な高齢者や交通弱者等にとって有用な収納方法となっている可能性がある。（納付忘れ防止）</li> <li>・コミュニティ活動の一端を担っている。（区長と組合長を兼務している場合は安否確認等）ただし、コミュニティの在り方は変化しており、過去に比べ機能しなくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合制度の創設当初は収納方法や納付窓口が限られていたため重要な役割を果たしていたが、収納方法の多様化や納付窓口の増加、口座振替の普及により、確実な納付推進の補強機能としての効果や必要性が薄れている。</li> <li>・世代交代等により、組合員の更なる減少が見込まれる。</li> <li>・組合員は、自身の税情報が組合長等に知られる。（情報提供の嫌悪・不安感）</li> <li>・個人情報保護の重要性が高まる中、組合での個人情報の管理に懸念が持たれている。</li> <li>・組合長等による集金（計算）・現金および個人情報の管理にかかる負担が大きい。（現金の保管には万が一の事故も心配される。）</li> <li>・組合長等のなり手が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の徹底が必要。（取扱いに万全を期す必要がある。）</li> <li>・組合の実態を把握すべき。</li> <li>・社会状況の変化とともに個人情報保護の意識の変容、組合長等のなり手不足などの問題が顕在化することにより組合の解散が進んでおり、事務費補助金の廃止を含めた制度の見直しが必要。（ただし、見直しを行う場合は組合員の十分な理解を得ながら進める必要がある。）</li> <li>・個人での納付が困難な高齢者の対応およびコミュニティの維持は、組合の存廃とは別の課題として取り組むべき。</li> </ul>	⇒
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の組合では、事務費補助金を区の活動に活用している例がある。</li> <li>・県内の市では福井市と本市のみが、組合制度（補助金等）を存続。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税は国民の義務であり、組合への事務費補助金交付により、非組合員との間に不公平感がある。（なお、組合の収納率は100%ではない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合へ事務費補助金を交付することについて、同じ納税者である非組合員との間に公平性が確保されているのかの検証が必要。</li> </ul>	⇒

○納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の廃止を含めた見直しの検討



## 5 提言

以上の調査・研究および議論の結果を踏まえ、今後、本市の市税等の収納に係る政策および各種施策を実施する上で留意すべき事項を、以下のとおり議会の総意として提言する。

### ○市税等の収納方法（多様化）について

#### 1 口座振替納付（移行）の促進

口座振替による納税が行政・納税者双方にとって最も確実かつ安全で負担の少ない収納方法であることから、口座振替への移行等に係る課題等を分析し、更なる促進を目指した施策を検討すること。特に、急速に進む高齢化を踏まえ、確実な納期内納付のため、普通徴収の高齢者等への積極的な勧奨を行うこと。

#### 2 納税環境の整備（向上）とデジタル・ディバイドへの対応

納税の実態を把握した上で現在の収納方法の費用対効果を随時検証すること。

また、今後国が進めるエルタックスの対象税目拡大などの納税の電子化等に適切に対応し、納税環境の整備による利便性の向上および市民への周知を図るとともに、年齢等によるデジタル・ディバイドの解消に向けて必要な対応を行うこと。

### ○納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）について

#### 3 納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の廃止を含めた見直しの検討

現在、市民の納税意識の高まり、給与所得者等の特別徴収の増加、納付方法の多様化や組合員への口座振替の普及等により収納率の向上が図られており、納税貯蓄組合制度の創設当初の役割を終えつつあると考える。

また、社会状況の変化とともに集金等の負担、組合長等のなり手不足、また個人情報保護に対する意識の変容による税情報の取扱いの問題が顕在化し、組合数も年々減少している。さらに、同じ納税者である非組合員との公平性に欠けるなど、総体的に組合および事務費補助金の合理性・必要性が十分に証明できない状況にあると言わざるを得ない。

このような状況に鑑みて、次のような対策を講じる必要がある。

今後の電子化等を見据え、納税貯蓄組合制度（事務費補助金等）の効果を総合的な視点から速やかに検証し、その結果を踏まえ、制度の廃止を含めた見直しを行うこと。

その見直しに当たっては、市民の理解を得るとともに、十分な周知期間を確保した上で段階的な移行、組合員の税情報の漏えい防止を徹底するなど現組合員に十分配慮した措置を講じること。

あわせて、収納率向上に向けた口座振替の勧奨を強化すること。

以上、提言する。

## 6 おわりに

本年度は「市税等の収納方法について」を調査テーマに選定し、各種の調査および議論を進めたが、現在は収納事務の電子化等が進む変動期であるとともに、かねて納税貯蓄組合の存廃が全国的に課題とされてきた中で、今回、収納方法全般における今後の在り方を見直す適切な時期であったと考える。

収納方法の多様化について市は、納税者の利便性の向上を目指し適宜必要な対応を行っており、おおむね現在の運用に問題は確認されなかった。今後、随時市民ニーズの把握や費用対効果の検証は必要であるが、今後国が進めるデジタル化等に併せた対応は必要不可欠であり、納税者の利便性向上の面からもある程度の公費支出はやむを得ないものとする。

納税貯蓄組合制度については、これまでの各組合の活動等により税収が安定的に確保され、その多大な貢献により、本市の行財政運営がなされてきたところであり、現在の市民全体の納税意識の高揚にもつながっている。当委員会では、これまでの各組合の活動に敬意を表するとともに、その意義を認識しつつも、現在は時代の変化とともに市民意識と制度のずれが生じたことで個人情報保護等各種課題が顕在化しており、また今後の収納方法の多様化等を踏まえ制度の見直しを求める結論に至ったものである。

今後の市の収納事務においては、限りある人員の中、社会状況の変化により発生する様々な事案に対応しつつ、税・公金の収納率向上を図る必要がある。そのためには、納税者等全体の利便性や収納事務の効率化など、総合的な視点から本市に適した収納方法を取捨選択していかねばならない。

また、今回の調査は納期限内における納税者の自主納付に向けた収納方法についての調査であったが、今後、滞納者等への対応として、新たに設置される債権管理部署の効果的な運営、福井県地方税滞納整理機構との密な連携等による厳正かつ円滑な滞納整理の実施が併せて求められる。

最後に、今回の本調査に御協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

執行機関においては、当調査結果および提言内容を真摯に受け止めていただきたい。

加えて、当調査が今後の施策の一助となり、税財源の公平・公正かつ安定的な確保により、市民福祉の向上に必要な施策等の確実な遂行につながることを期待する。



総務民生常任委員会での議論の様子



政策討論会（全議員）での議論の様子

小浜市議会 総務民生常任委員会

委員長 藤田 靖人      副委員長 川代 雅和

委員 富永 芳夫      委員 藤田 善平

委員 下中 雅之      委員 竹本 雅之

委員 熊谷 久恵      委員 杉本 和範